

特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟
役員候補者選任規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟（以下「本連盟」という。）の運営を円滑に行うために役員を選任に関する事項は、本連盟定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(役員候補者推薦委員会の設置)

第2条 本連盟に、役員を推薦するにあたり役員候補者推薦委員会（以下、「推薦委員会」という。）を置く。

(推薦委員会の構成)

第3条 推薦委員会の構成は原則以下の通りとする。

- | | | | |
|-----|------|----|-----|
| (1) | 理事長 | 1名 | |
| (2) | 理事 | 2名 | |
| (3) | 事務局長 | 1名 | |
| (4) | 有識者 | 4名 | 計8名 |

(推薦委員会の役目)

第4条 推薦委員会の役目は以下の通りとする。

- (1) 推薦委員会は理事長が招集する。
- (2) 推薦委員会委員長は、委員の互選で決め理事長が委嘱する。
- (3) 推薦委員会は、次期役員を選考にあたり、候補者名簿を理事会に提出し、社員総会には理事・幹事候補者名簿を提出する。

(理事の推薦と任期)

第5条 本連盟の定款第3章第12条により以下の通りとする。

- (1) 理事は3名以上15名以内を置くことができる。
- (2) 理事の任期は1期2年とし、再任は妨げない。
- (3) 理事の任期は5期10年までとする。

ただし以下の場合は例外措置により最長2期4年まで任期の延長を可能とする。

ア) 当該理事がIFの役職者である場合

イ) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが

望ましいとの評価に基づき、理事として選任された場合
(4) 就任時の理事の年齢については、65 歳未満とする。

(監事の推薦と任期)

第 6 条 本連盟の定款第 3 章 12 条により以下の通りとする。

- (1) 監事は 1 名以上 2 名以内を推薦委員会において推薦する。
- (2) 監事の任期は 1 期 2 年とし、再任は妨げない。
- (3) 監事の任期は 5 期 10 年までとする。
- (4) 就任時の監事の年齢については、65 歳未満とする。

(改廃)

第 7 条 この規定の改廃は、理事会の決議によって行う。

(付則)

この規定は令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

令和 5 年 10 月 23 日一部改訂

令和 7 年 5 月 1 日一部改訂